

○ 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）

改正案	現行
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて金庫の子法人等であるものうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額</p> <p>二〇九（略）</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（連結会計年度の開示事項）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて金庫の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額</p> <p>二〇九（略）</p>

